

（ 令和 4 年 3 月 2 9 日 ）  
（ 議 会 運 営 委 員 会 決 定 ）

## 「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. (優先度C2)	
検討課題	議員定数のあり方
議会基本条例の条文	なし
具体的な運用方法等	<p>1 基本的な考え方 議員定数は、政策形成・行政監視といった議会本来の役割を十分に果たし、区民等の多様な意見を区政に反映するために、社会情勢、区の財政状況等を総合的に勘案して決定するものとする。</p> <p>2 議員定数を見直す際の具体的な方法 議長は、議会を取り巻く状況等を勘案し、議員定数の見直しが必要であると判断したときは、これを調査・検討する特別委員会を設置する。当該委員会は、専門的知見を活用するため有識者の参考人招致を行うとともに、墨田区議会基本条例第20条第1項に規定する区民等との意見交換会等の開催、議会のパブリック・コメント手続等を通じて、区民等の声を議論に反映していくよう努めるものとする。</p>
その他	